

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月31日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主蒸気止め弁(#1)開度発信器点検時、リンク機構接続部の部品に摩耗が認められたため、当該部品を交換。	D	
2	1号機	第一、第二給水加熱器(C)点検時、伝熱管7本に減肉が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
3	1号機	所内電源設備(480Vパワーセンタ1D-2)のしゃ断器点検時、補助継電器(1個)に動作不良(動作後復帰しない)が認められたため、当該しゃ断器を交換。	D	
4	1号機	原子炉補機冷却系第一ループ熱交換器(B)点検時、伝熱管7本に減肉が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
5	1号機	循環水系配管基礎部点検時、基礎ボルト(22箇所)に腐食が認められたため、当該ボルトを補修。	D	
6	1号機	低圧復水ポンプ(C)用電動機点検時、同電動機巻線温度(U相)の表示不良(0)が認められたため、対応検討。	D	
7	1号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)の渦流探傷検査時、伝熱管1本に外面異常(へこみ、傷等)が認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
8	1号機	所内用空気圧縮機(B)後部冷却器逃がし弁点検時、シートリークが認められたため、当該逃がし弁を補修。	D	
9	1号機	タービン補機冷却系ポンプ(B)本体ベント弁において、シートリークが認められたため、当該ベント弁を点検・補修。	D	
10	1号機	燃料装荷作業において、制御棒の挿入操作を実施時、制御棒(54-43)に動作不良があり、調査したところ、同制御棒用方向制御弁(123弁)にシートリークが認められたため、対応検討。	C	
11	3号機	海水熱交換器建屋(北側)前道路側のフレキシブル電線管に車等の接触による傷が認められたため、当該電線管を交換。	D	
12	1,2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系濃縮洗濯廃液タンク入口弁(空気作動)において、空気配管接続部に空気漏れが認められたため、当該部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	その他	3号機高圧炉心スプレイ系ポンプの定例試験に合わせ、同ポンプ運転時の振動測定時、測定器(可搬式のデータ分析装置)の不良が認められたため、当該測定器を修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353